

抽 出 事 案 説 明 書

部局名：林政部

事務所名：峠南林務環境事務所

入札方式	一般競争入札（総合評価落札方式）（事後審査）
工事名	林道貫ヶ岳西線開設工事（余フ）
契約番号	峠南林環事-24-0018
工事概要	<p>林道開設 L = 88m、W = 4.0m 土工 V = 2, 660m³、路盤工 A = 47m² 法面保護工（特殊植生基材客土吹付工）A = 222m²、 法面保護工（モルタル吹付工）A = 540m²、 法面保護工（種子散布工）A = 1, 241m²、 安全施設工（カーブミラー）1基、 排水施設工（木製路面排水工）L = 8m</p> <p>予定価格 40, 133, 500円（消費税含む）</p>
入札参加資格	<ul style="list-style-type: none"> ○本店所在地：峠南林務環境事務所管内 ○競争入札参加資格：土木工事業 A又はB ○企業の施工実績：1千2百万円以上の道路工事 ただし、元請として請負い平成21年4月1日から入札参加資格締切日までに完成引き渡し済みの工事。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものとし、企業体の施工実績を各企業の施工実績として扱う。 ○配置予定技術者の資格：予定価格が8千万円未満のため不要
入札参加資格設定の経緯及び理由	<ul style="list-style-type: none"> ○予定価格が3千万円以上5千万円未満であることから、予定価格と工事難易度より、「総合評価落札方式特別簡易型（I）（事後審査）」での一般競争入札とした。 ・本店所在地は、予定価格が8千万円未満であることから峠南林務環境事務所管内とし、参加資格は予定価格が4千万円以上であることから土木工事業A又はBとした。 ・企業の施工実績は、予定価格の3割程度である請負金額1千2百万円以上の道路工事とした。
入札参加業者数	応札可能業者49社、参加業者1社、応札業者1社
参加資格によって無資格とされた業者がいた場合の無資格理由の説明	無資格者：なし
入札の経緯及び結果の説明（入札経過（結果）の添付）	<p>応札業者は1者であり、当該応札業者は入札参加資格の条件を満たしているため、落札とした。</p> <p>落札率 99.77%</p>

一般競争入札参加業者「審査整理表」

No. 1

工事場所 山梨県南巨摩郡南部町福土地内

(標準タイプ)

工事名 林道貫ヶ岳西線開設工事(余フ)

予定価格:40,133,500円

資格有り 資格無し の別	業 者 名	所 在 地	総合評定値 又は 総合数値	同種工事の施工実績	配 置 予 定 技術者の資格・経験	左記以外の入札公告で 示した規定に対する判定
有	1 (株) 佐野組	南巨摩郡南部町	1,187	A		A

入札経過 (結果)

入札関連情報

[一覧選択に戻る](#)

※ヒント

契約番号(工事番号)	峡南林環事-24-0018
入札結果決定日時	令和 6年 6月21日 10時38分
工事名称	林道貫ヶ岳西線開設工事（余フ）
履行場所	南巨摩郡南部町 福士 地内
履行期間	令和 6年 6月27日-令和 7年 3月14日
予定価格(税込み)	40,133,500 円
入札書比較価格(税抜き)	36,485,000 円
低入札調査基準価格(税抜き)	32,848,600 円
入札方式	総合評価一般競争入札
入札結果	落札決定
落札業者名	(株) 佐野組
決定額(税込み)	落札された入札価格+消費税（契約後に契約内容で公表）
選定理由等	予定価格積算内訳（公表用設計書）(0020242400180301file101.lzh) 審査整理表「一般競争入札参加業者」(sinsa_24-0018.pdf) 評価調書(hyouka_24-0018.pdf)

No.	入札業者名	第1回入札	落札
1	(株) 佐野組	36,400,000 円	落札

備考

<注意事項>

- 各業者の入札価格は、税抜きの価格です。
- 入札価格が空欄の業者は入札に参加しなかった業者です。
- 総合評価方式以外の入札において、落札金額より低い価格の入札は最低制限価格未満であり、落札者としていません。
- 履行期間については予定期間であり、入開札の状況により変更になる場合があります。
- 一般競争入札で参加資格を開札後に確認する事後審査型については、落札候補者のみ参加資格を確認しております。詳しくは、選定理由等に添付されている「審査整理表」をご確認ください。

[契約内容へ](#)[質問一覧へ](#)

別紙 総合評価落札方式 公告個別事項

工事名		林道賓ヶ岳西線開設工事（余フ）					
工事番号		峠南林環事-24-0018					
案件の種別		通常型	総合評価の種類		特別簡易型Ⅰ		
評価基準	評価項目		技術評価様式	適用	点数	評価内容（個別事項）	
	企業の施工実績	企業の同種工事の施工実績	様式2	○	2	請負金額4千万円以上の林道工事の施工実績	
		企業の工事成績	不要	○	4		
		優良工事表彰	不要	○	3		
		事故及び不誠実な行為	不要	(減点)			
	企業の施工技術	ISO認証取得状況	様式9	○	1		
		ICT施工技術の活用	様式27	○	1		
	企業の信頼性・社会性	近隣工事会社実績	様式4	○	3	旧富沢町内における道路工事の施工実績	
		本店所在地	不要	○	2	南部町内に本店を有する企業を「2点」 南部町を除く身延支所管内に本店を有する企業を「1点」、その他「0点」	
		災害協定	様式11	○	2		
		災害協定（広域応援）	様式11	○	1		
		防疫対策協定	様式11	-	-		
		維持管理業務委託	様式11	○	1		
		除雪業務委託	様式11	○	1		
	企業の取組	耕作放棄地等解消	様式12	-	-		
		その他の地域貢献	様式17 様式20	○	1	地域農業への担い手として農業産業した実績：様式17（農政部のみ） やまなしの森づくりCO2吸収認定制度の実績：様式20（林政部のみ）	
		若手技術者の育成	様式22	○	2		
		技能者の登録	様式23	○	2		
評価点数合計			27				
加算点			15				

技術評価資料作成要領

共通

簡易型

・特Ⅱ

・特Ⅰ

・簡易

のみ

※総合評価落札方式により実施する工事は、次表の「評価項目、評価基準及び評価点」に基づき参加申請者を評価するので、内容を確認の上、間違えのないように作成すること。

◎:必須 ○:選択 -:対象外

「1」企業の技術力について

(1) 施工計画

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		県内下請用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
施工計画1項目※ 1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	-	-	◎	-	-	◎	-
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	-	-	-	-	◎
	現場条件を踏まえ適切である	0	-	-	-	-	-	-	◎
	未記入、または不適切である	欠格	-	-	-	-	-	-	◎
施工計画2項目※ 1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	10	-	-	○	-	-	○	-
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	-	-	-	-	○
	現場条件を踏まえ適切である	0	-	-	-	-	-	-	○
	未記入、または不適切である	欠格	-	-	-	-	-	-	○

(1) 施工計画(特に技術力を評価する必要がある場合)

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		県内下請用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
施工計画1項目※ 1-1-1 「公告個別事項」に示す 施工計画	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	-	-	◎	-	-	-	-
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15	-	-	-	-	-	-	-
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	◎	-	-	-	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	-	-	-	-	◎
施工計画2項目※ 1-1-2 「公告個別事項」に示す 施工計画	現場条件を踏まえ適切である	0	-	-	-	-	-	-	-
	未記入、または不適切である	欠格	-	-	-	-	-	-	-
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	-	-	○	-	-	-	-
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15	-	-	-	-	-	-	-
(技術評価様式5-1)	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	◎	-	-	-	◎
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	-	-	-	-	○
	現場条件を踏まえ適切である	0	-	-	-	-	-	-	-
	未記入、または不適切である	欠格	-	-	-	-	-	-	-
(技術評価様式5-2)	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られ、効果がある	20	-	-	○	-	-	-	○
	現場条件を踏まえ適切であり、重要な項目が記載され、工夫が見られる	15	-	-	-	-	-	-	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られ、効果がある	10	-	-	○	-	-	-	○
	現場条件を踏まえ適切であり、工夫が見られる	5	-	-	-	-	-	-	○
(技術評価様式5-2)	現場条件を踏まえ適切である	0	-	-	-	-	-	-	-
	未記入、または不適切である	欠格	-	-	-	-	-	-	-

※「公告個別事項」に示す施工計画について、該当する様式に必要項目を記入し、資料を添付の上、提出すること。

※ 評価項目は、下記対象項目の中から1項目または2項目選択し、「公告個別事項」に示す。

- ① 工程管理に係わる項目
- ② 品質確保に係わる項目
- ③ 施工上の課題に係わる項目
- ④ 安全管理に係わる項目
- ⑤ 施工上配慮すべき項目

資料作成に係る留意事項

[技術評価様式5-1、5-2]※公告に添付された様式を使用すること。

- 1) 施工計画の記載にあたっては、工事の特徴、現場条件等を考慮した記載をすることとし、実施内容が曖昧な表現は避けること。
- 2) 評価項目に対する提案数は、優先度の高いものの順に提案1から記載し、最大3提案までとする。これを超える提案については評価しない。
- 3) 施工計画の評価は1提案ごとに評価し、合計して評価点を算出する。
- 4) 必要に応じ説明図表、写真を添付することとするが、様式を含めA4版2枚以内とすること。
- 5) 提案とも未記入、または不適切な提案の場合は、「欠格」とする。

(2) 記載予定技術者の能力

評価項目(提出様式)	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		県内下請用 審査
			特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	特Ⅰ	特Ⅱ	簡易	
資格 1-2-1(1) ※解体工事、舗装工事以外で、かつ予定価格が8千万円未満の工事	1級土木施工管理技士等(※1)又は同等以上の資格(※2)を有する者	1	-	○	-	-	-	-	○
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0	-	-	-	-	-	-	-
資格 1-2-1(2) ※施工体制評価型(解体工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ解体工事施工技士(※3)	2	-	-	-	◎	◎	-	-
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1	-	-	-	-	-	-	-
	上記以外の工事施工等に係わる資格	0	-	-	-	-	-	-	-

資格 1-2-1(3) (技術評価様式3) ※施工体制評価型(アスファルト舗装工事)の場合	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者で、かつ 1級舗装施工管理技術者(※4)	2	-	-	-	-	-	-	-	◎	◎	-
	1級土木施工管理技士又は同等以上の資格(※2)を有する者(※5)	1										
	上記以外の工事施工等に係る資格	0										
同種工事の施工実績 1-2-2 (技術評価様式3) <注1>	主任(監理)技術者として同種工事の実績あり	2	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	監理技術者補佐又は担当技術者として同種工事の実績あり	1										
	その他	0										
優良工事技術者表彰 1-2-3 (資料提出不要) <注1>	表彰の実績 あり	1	-	◎	◎	-	-	-	-	◎	◎	◎
	表彰の実績 なし	0										
工事成績 1-2-4 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (資料提出不要) <注1>	82点以上	4	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	80点以上82点未満	3										
	78点以上80点未満	2	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	72点以上78点未満	1										
	72点未満又は成績実績なし	0										
最終教育(CPD)の取組状況 1-2-5 (技術評価様式13)<注1>	取組状況が優良	1	-	◎	◎	-	◎	◎	-	◎	◎	◎
	取組なし又は取組状況が上記未満	0										

*各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

※1「1級土木施工管理技士等」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※2「同等以上の資格」とは、当該工事(業種)の監理技術者となり得る国家資格のこと。

※3「解体工事施工技士」とは、「(社)全国解体工事業団体会員会」認定の資格のこと。

※4「1級舗装施工管理技術者」とは、「(一社)日本道路建設業協会」認定の資格のこと。

※5 入札参加資格として配置予定技術者に「監理技術者」の資格を求める場合は、評価しない。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式3] ※「山梨県公共事業ポータルサイト・情報公開サービス・様式配布・入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

1) 配置予定技術者は、建設業法に基づき適正な資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

また、「施工体制評価型(解体工事)」の場合では「解体工事施工技士」、「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」の場合では「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者について技術評価様式3に記載すること。

2) 配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者とすることができます。この場合、技術評価様式3は全ての配置予定技術者について提出するものとし、配置予定技術者ごとに配置予定技術者の能力及び地域精適度—近隣地域での施工実績についての評定点を合計し、最も低い評価を受けた者をもって評定点とする。なお、配置予定技術者は、契約日までに確定すること。

※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、ヒアリング結果を加える。

3) 配置予定技術者の施工実績は、完成時に監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は担当技術者(担当技術者については完成時にCORINSに登録された者に限る。)として施工従事したものを対象とする。
また、当該技術者の他社で施工従事した経験についても実績としても認める。

4) <注1>に記載する 同種工事の施工実績(配置予定技術者)、近隣地域での施工実績(配置予定技術者)がある場合は各々について記載すること。
※但し、配置予定技術者のヒアリングを実施する場合は、同種工事がない場合でも主な工事の施工実績(ヒアリング時の資料とする。)を記載すること。

5) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。

6) 配置予定技術者の資格が確認できる資料(一般土木技術検定合格証明書等の建設業法第15条第2号イに基づく証明書(又は建設業法第15条第2号ハに基づく大臣認定書・指定業種の場合)、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証)の写しを添付すること。

また、「施工体制評価型(解体工事)」で「解体工事施工技士」の資格を有する者を配置する場合は、「その登録書または資格者証の写し」を「施工体制評価型(アスファルト舗装工事)」で「1級舗装施工管理技術者」の資格を有する者を配置する場合は、「その資格者証の写し」を添付すること。

7) 技術士については、一般土木施工管理技士等と同等扱いとすることで、当該工事(業種)の監理技術者となることができる部門の技術士登録証(等)及び監理技術者資格者証の写しを添付すること。

8) 配置予定技術者と企業との直接的な恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。

9) 配置予定技術者の同種工事への施工従事実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計書表紙、本工事費内訳表及び資格・施工従事実績を証明する図面(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。

10) 上記1)、6)、8)のいずれか一つでも確認できない場合は、配置予定技術者の評価が不可能となることから入札参加資格も併せ、失格とするので注意すること。(入札参加資格確認資料に添付している場合は除く。)

(3) 配置予定技術者のヒアリング

評価項目	評価基準	評価点	通常型 施工体制(解体) 施工体制(舗装) 県内下請活用審査											
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
I-3-1 技術者の専門技術力	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	4	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2												
	その他	0												
I-3-2 当該工事の理解度 ・取り組み姿勢	当該工種について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	4	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○
	当該工種について適切に理解している	2												
	その他	0												
I-3-3 技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2	-	○	○	-	○	○	-	○	○	-	○	○
	その他	0												

*ヒアリングは、実績として挙げた工事や施工計画の提案内容等について30分程度実施する。

* 入札参加者の都合によりヒアリングが実施できない場合、またはヒアリングを辞退した場合は次格とし入札は無効とする。

* 入札を行った者が1名であった場合は、ヒアリングは実施しない。

この場合、配置予定技術者のヒアリングの各評価項目の評価点はその他(0点)として扱うものとする。

(4) 企業の施工実績

評価項目	評価基準	評価点	通常型 施工体制(解体) 施工体制(舗装) 県内下請活用審査											
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
I-4-1(1) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1>「舗装工事」以外の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2	◎	○	○	◎	○	◎						◎
	市町村・公営企業等などの同種工事の施工実績あり	1												
	その他	0												
I-4-1(2) 同種工事の施工実績 (技術評価様式2) <注1>「舗装工事」の場合	都道府県又は国機関の同種工事の施工実績あり	2												◎
	市町村の同種工事の施工実績あり	1												
	その他	0												

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

※「山梨県公共事業ポータルサイト」>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 企業の施工実績は、<注1>に記載する同種工事の施工実績(企業)及び近隣地域での施工実績(企業)がある場合は各々について記載すること。
 - 2) 施工実績の対象とする発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。「その他」の発注機関とは、別紙「発注機関一覧表」に掲げられていないものという。)
 - 3) 条件に該当する施工実績が複数ある場合は、山梨県、国機関の順に実績を記載すること。
 - 4) 施工実績について証明するため添付資料として、当該工事の契約書、工事契約用設計審査表、本工事費内訳書及び資格・施工従事経験を証明する書類(以下「契約書等」という。)の写しを添付すること。ただし、CORINSの登録内容で施工実績が確認できる場合は、CORINS番号の記載により、添付資料を省略することができる。
 - 5) 施工実績において、法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が記する書類を添付すること。

(5) 企業の施工技術	評価項目	評価基準	評価点	通常型		施工体制(解体)		施工体制(舗装)		業内下請 活用 実績 等
				特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	
1-5-1 ICT施工技術の活用 (技術評価様式27)<注1>	活用 あり		1	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>					
	活用 なし		0							

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

【技術評価様式27】
※「山梨県公共事業ポータルサイト>情報公開サービス>様式配布>入札公告資料」に掲げる最新の様式を使用すること。

- 1) 本様式による申請のない場合は、評価しない。

2) ICT 施工技術の活用(宣誓事項)の履行が確認できない場合は、工事成績評定で3点減する。

3) 共同企業体の場合は、代表構成員が申請するものとし、本様式による宣誓事項を企業体上で履行するものとする。

評価基準について

「山形県解体工事（施工体制評価型）総合評価試行規則」に基づき、以下の解体工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

① 技能者による握手会

- 技能者が必要とする講習

 - ①労働安全衛生法による車両系建設機械(解体用)運転技能講習(平成25年7月1日以後に開始された講習に限る。)を修了した者で3ヶ月以上の雇用関係のある当該技能者を現場に配置し、解体用重機運転作業に従事が可能であること。
 - ②なお、車両系建設機械(解体用)運転技能講習は、平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技術特例講習)を含む。
 - ③また、解体用重機とは、労働安全衛生法施行令別表第7第6号及び2に掲げる建設機械で次のものをいう。
 - ブレーカ、鉛直断面機、コンクリート圧送機、解体用かみかみ機

② 自社保有の整休用重機で施工が可能な場合

- 当社保有の解体用重機で施工が可能な場合
・バックホウ台以上及び解体用重機に取付ける解体用アタッチメントの圧碎機または切断機1台以上を保有し(長期リースを含む)、当該解体用重機を現場に配置して解体工の工程で使用が可能であること。
・ただし、バックホウについては、新JIS規格パケット容量0.28m³以上(旧JIS規格0.25m³以上)の解体用アタッチメント取付可能機種であること。

[技術評価様式21]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入社参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること)を証明するものの「健康保険被保険証の写し等」を添付すること。

2) 勤労安全衛生法による技術認定簿(第1回)東京実業短期大学 様(以下(※)1)の裏面(裏・表)を添付すること。

*1 技能講習修了証は平成25年7月1日から平成27年6月30日までの間に行われる都道府県労働局長の定める講習(技能特例講習)修了証。

※2 重車両運搬機械、軽作業用車、軽作業用荷車(ゴーリー車)、鉄筋切断機、コンクリート圧延機、軽作業用かき機)を含む。

*2 車両系建設機械:解体用とは、解体用重機(フレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧碎機、解体用つかみ機)をいふ。

目②が「可」の場合

バックボウについて
バックボウは、腰筋の筋肉群を鍛えるための運動です。腰筋には、横隔膜筋、腹直筋、腹斜筋、腰大筋などがあります。

1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の申し。車検証がない機種(クローラ式・カタビラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定車両登録台帳又は備考欄に車両登録台帳の記入を添付すること。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることと、その契約書の写しと裏検証の写しを添付すること。なお、裏検証がない機

種(クローラ式・タキタ式)の場合には、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

経済用アタッチメントについて

- 1) 自社保有の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。
 ※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更是、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減する。

(B)-2 企業の施工体制の評価（アスファルト舗装工事（施工体制評価型））

評価項目	評価基準	評価点	通常型	施工体制(解体)	施工体制(舗装)	県内下請用審査					
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
1-6-2-1 自社雇用の技能者配置状況 (技術評価様式18)	当該工事に1人以上の自社雇用の技能者を従事	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
	その他	0									
1-6-2-2 自社保有機械の配置状況 (技術評価様式18)	自社保有のアスファルトイニッシャーで施工	1	-	-	-	-	-	-	◎	◎	◎
	その他	0									

評価基準について

「山梨県アスファルト舗装工事」(施工体制評価型)総合評価実施要領に基づき、以下の舗装工事の施工体制が確保される場合は、評価するものとする。

- ① **自社雇用の技能者を当該工事**現場に配置し、路盤工(敷均し、転圧)、またはアスファルト舗設工(敷均し、転圧)のいずれかの重機運転作業に従事が可能である。
 ② **自社保有のアスファルトイニッシャーを当該工事**現場に配置して施工が可能である。

[技術評価様式18]の添付書類

項目①が「有」の場合

- 1) 配置予定技能者(オペレーター)と企業との直接のかつ恒常的な雇用関係(入れ参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること。)を証明するもの(健康保険被保険証の写しなど)を添付すること。
 2) 労働安全衛生法第61条による技能講習修了証(車両建設機械・整地・運搬・掘削)の写し(裏・表)。
 または、労働安全衛生法第59条による特別教育修了証(総固めローラー運転業務)の写し(裏・表)を添付すること。

3) 運転免許証(大型特殊免許)の写し(ただし、入札参加資格申請締切日時点で有効なものに限る。)を添付すること。

項目②が「可」の場合

- 1) 自社保有機械を配置可能な場合は車検証の写し。車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

2) リース契約の場合は1年以上のリース期間があることとし、その契約書の写しと車検証の写しを添付すること。なお、車検証がない機種(クローラ式・カタピラ式)の場合は、会社名等が確認できる固定資産課税台帳又は償却資産課税台帳の写しを添付すること。

※ 技能者及び自社保有機械については複数提示することは可能であるが、技能者の途中での変更是、死亡、傷病又は退職等、県が認める理由のほかは、原則として認めない。また、当該理由を除き、申請した自社雇用技能者若しくは自社保有機械のいずれかの配置が履行できない場合、または自社雇用技能者と自社保有機械の両方の配置ができない場合は、工事成績評定を3点減する。

「2」企業の信頼性、社会性

(1) 地域経営

評価項目	評価基準	評価点	通常型	施工体制(解体)	施工体制(舗装)	県内下請用審査					
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業) (技術評価様式4)<注1>	実績あり	3	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0									
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者) (技術評価様式4)<注1>	実績あり	1	-	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	実績なし	0									
2-1-3(1) ※入札参加資格が 「土木一式工事」以外の場合 <注1>	本店所在地 (資料提出不要) 工事箇所と同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	工事箇所と同一の建設事務所管内に本店を有する	1									
	その他	0									
2-1-3(2) ※入札参加資格が 「土木一式工事」の場合 <注1>	本店所在地 (資料提出不要) 工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内 かつ同一の市町村内に本店を有する	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	工事箇所と同一の建設事務所(支所も含む7エリア)管内 に本店を有する	1									
	その他	0									

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式4] ※「山梨県公共事業ポータルサイト」情報公開サービス>様式配布>入札公告資料に掲げる最新の様式を使用すること。

・技術評価様式2、技術評価様式3の資料作成に係る留意事項を参照のこと。

(2) 地域貢献度

評価項目	評価基準	評価点	通常型	施工体制(解体)	施工体制(舗装)	県内下請用審査					
			特I	特II	簡易	特I	特II	簡易	特I	特II	簡易
2-2-1(1) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	2	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	協定の締結なし	0									
2-2-1(2) 災害協定等の締結 (技術評価様式11)<注1>	① 「災害時における応急対策業務に関する基本協定」 ((一社)山梨県建設業協会)の締結あり	2									
	② 上記①以外の山梨県地域防災計画に掲載される各種協定 の締結あり	1									
	③ 対象協定の締結なし(上記①、②以外)	0									
2-2-2 災害協定の締結(広域応援) (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	協定の締結なし	0									
2-2-3 防疫対策協定の締結 (技術評価様式11)<注1>	協定の締結あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	協定の締結なし	0									
2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業 受託実績の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受託実績なし	0									
2-2-5 道路除雪業務委託の実績 (技術評価様式11)<注1>	受託実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	受託実績なし	0									
2-2-6 耕作放棄地等の解消 (技術評価様式12)<注1>	実績あり	1	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	実績なし	0									

2-2-7	その他の地域貢献<注1> ・地域農業参入実績 (技術評価様式17) ・Co2吸収認証制度実績 (技術評価様式20)	提案あり または 実績あり	1	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	-										
	提案なし または 実績なし	0														

* 各評価項目の評価方法等については<注1>を参照のこと。

資料作成に係る留意事項及び添付書類

各技術評価様式の注を参照のこと。

(3) 企業の取り組み

評価項目	評価基準	評価点	通常型	施工体制(解体)	施工体制(総合)	県内下請活用審査
2-3-1 若手技術者の育成 (技術評価様式22)<注1>1)~11)	国家資格を有する若手技術者を配置予定技術者又は担当技術者として配置	2	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	国家資格を有しない若手技術者を担当技術者として配置	1	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	上記以外	0				
2-3-2 技能者の登録 (技術評価様式23)<注1>	建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録 あり	2	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	登録 なし	0	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
2-3-3 新規雇用の実績 (技術評価様式28)<注1>12)	学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績あり	1	<input checked="" type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	実績 なし	0	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

- 1) 国家資格とは、監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格をいう。
国家資格を有しない若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任・監理)技術者)以外の者とし、配置予定技術者の業務を補佐する技術者とする。
国家資格を有する若手(担当)技術者は、配置予定技術者(主任・監理)技術者)とができる。
- 2) 若手(担当)技術者は、公告日が属する年度において35歳以下の者とする。
また、国家資格を有する若手(担当)技術者は、国家資格(監理技術者又は主任技術者となりうる国家資格)が確認できる資料の写しを添付すること。
- 3) 若手(担当)技術者の企業との直接的かつ恒常的な雇用関係(入札参加の申し込みを行った日以前に3ヶ月以上の期間、継続した雇用関係があること)を証明するもの(健康保険証の写しなど)を添付すること。
- 4) 若手(担当)技術者は、現場代理人との兼務を認める。若手(担当)技術者を複数人専任配置した場合には最も低い評価を受けた者をもって評価点とする。
- 5) 若手(担当)技術者は原則、工事着手時から完成引き渡しの間、専任とする。なお、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種開始までの準備工、仮設工の期間は、専任を要しないものとする。ただし、現場代理人と兼務する場合は、工事着手時から専任とする。
- 6) 若手(担当)技術者は、複数の技術者を申請ができるが、申請後の変更はできない。なお、専任する者を契約時に発注者に届けるものとするが、申請時に他工事に従事している場合は、対象工事の主要工種の施工開始までに届けるものとする。

- 7) 専任された若手(担当)技術者の交代は、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない理由を除き、認めない。
また、当該理由を除き、工事の途中において専任配置が履行できなくなった場合は、工事成績評定を3点減ずる。
(なお、複数人専任配置の場合にそのうちの1名でも専任配置できれば工事成績評定の減点の対象としない。)
- 8) 若手(担当)技術者は、段階確認及び完成検査時に原則立ち会うものとし、発注者の配置状況の履行確認を受けるものとする。

- 9) 他工事の従事状況等は、従事している工事について対象工事を落とした場合の配置予定等を記入すること。
従事している他工事の工期延期等により、対象工事に専任配置ができないなる恐れがある場合は、他工事との重複申請は行わないこと。

- 10) 本申請において虚偽記載等があった場合は、指名停止等の措置を行う場合がある。

- 11) 建設業許可番号は、大臣知事コード(2桁)+許可番号(6桁)で、CORINS登録番号は、「登録内容確認書」に記載された登録番号を記入すること。

- 12) 「新規雇用の実績」として評価する雇用は、次の①から③まで定める要件の全てを満たすものとする。

① 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校若しくは第124条に規定する専修学校を卒業した者又は職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第2号に規定する職業能力短期大学校若しくは同項第3号に規定する職業能力開発大학교의訓練課程を修了した者(職業能力開発校及び職業能力短期大学校にあっては、短期間の訓練課程を修了した者を除く。)を3年(卒業月または修了月の翌月から3年)以内に採用していること。

② ①で採用した対象者を入札参加締切日の時点で継続して雇用していること。

③ 当該対象者に係る採用日から入札参加締切日までの期間が、2年以上5年未満であること。

※ 当該対象者は、新卒者だけでなく、転職者も含む。また、職種は技術難だけでなく、事務職も含む。

「3」 県内下請の活用

評価項目	評価基準	加算点(b)※1	通常型	施工体制(解体)	施工体制(総合)	県内下請活用審査
3 県内下請企業の活用 (技術評価様式15)<注1>	評価基準については、「公告個別事項」に示す 下請活用対象工種については、「技術評価様式15」に示す	0 ~ 6 (0 ~ 5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

※1 加算点(b)は、下記により設定する

(1) 加算点(a)の満点が90点の場合、0~6点

(2) 加算点(a)の満点が25点の場合、0~5点

資料作成に係る留意事項及び添付書類

[技術評価様式15]

※公告に添付された様式を使用すること。

・当該工事における「技術評価様式15」に示す各工種について、山梨県内に本店のある企業の下請活用計画に関する具体的な内容を記載すること。ただし、1次下請を評価対象とする。

・「技術評価様式15」により申請のあたった下請活用計画が、落札者の責により履行がなされていないと判断された場合は、工事成績評定を下請活用計画の工種毎に3点減ずる。

「4」 その他

ア 各様式に示された注意事項を遵守のうえ、必要事項をそれぞれ記載すること。

イ JVの場合で、各構成員を評価する項目の技術評価様式は、構成員毎に作成すること。

ウ 技術評価資料については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を十分に確認してから提出すること。

エ 技術評価資料(「総合評価落札方式 公告個別事項」適用に○が付くもの)については、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。(ファイル名は、公告文に記載された工事名を用い「〇〇工事技術評価資料(会社名)」とする)

その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

オ 入札時の提出書類(「公告文」公告個別事項提出書類>1 參加申請時>入札参加様式に示すもの)についても、一つのPDFファイルにまとめて提出すること。

<注1> 各評価項目の具体的な内容

評価項目	評価内容	評価対象期間等
------	------	---------

	「公告個別事項」に示す工事の施工実績	
1-2-2 同種工事の施工実績 (配置予定技術者)	<p>但し、元請けとして請負い、平成21年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。 	元請けとして請負い、平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-2-3 優良工事技術者表彰	<p>・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事技術者表彰の受賞の有無</p> <p>・工種は問わない</p>	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-2-4 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (配置予定技術者)	<p>山梨県発注工事で主任技術者、監理技術者として最終登録された工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。</p> <p>なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</p> <p>ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)</p>	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-2-5 継続教育(CPD)の取組状況	建設系CPD協議会及び建築CPD運営会議に属する団体の当該工事の履行に係る国家資格の継続教育に限ることとし、各認定団体の推奨単位以上の証明がある場合に評価する。	公告日から過去1年以内に証明期間の一部が含まれていること。 ※個別事項3を参照
	「公告個別事項」に示す工事の施工実績	
1-4-1 同種工事の施工実績 (企業)	<p>但し、元請けとして請負い、平成21年4月1日以降に完成した工事(なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事内容(構造・規模など)]については、共同企業体の施工実績を各構成員の施工実績として扱う。 ・共同企業体で請け負った工事の各構成員の施工実績[工事金額]については、共同企業体の工事金額に各構成員の出資比率を乗じて得た金額を施工実績として扱う。 	元請けとして請負い、平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 ※個別事項2を参照
1-4-2 工事成績 当該業種での工事成績 評定点の平均点 (企業)	<p>山梨県発注工事における当該工事と同一業種(建設業法第2条第1項に掲げる業種)の工事成績評定点の平均点(小数点以下切り捨て)。</p> <p>なお、共同企業体で実施した工事成績も対象とする。</p> <p>ただし、評価対象は、山梨県電子入札システムにより発注した工事に限る。(紙入札により発注した工事は除く。)</p>	過去2ヶ年度に完成したもの及び当該年度においては当該工事の公告日の前々月末までに完成している工事 ※個別事項2を参照
1-4-3 優良工事表彰等	<p>・山梨県が実施する「住みよい県土建設週間における知事表彰」で優良工事表彰の受賞の有無</p> <p>・優良工事の評価要件を満たす対象工事の有無</p> <p>・工種は問わない</p>	過去3ヶ年度及び当該年度(当該年度は当該工事の入札参加資格申請締切日以前に受賞した場合) 優良工事の評価要件を満たす対象工事は、※個別事項1を参照
1-4-4 事故及び不誠実な行為	山梨県による指名停止期間の有無 ※複数回、指名停止措置を受けた場合は、その合計月数とし、指名停止期間が評価対象期間に1日でも含まれる場合は全ての期間を対象とする。	当該工事の公告日を含む過去1年間の期間
1-4-5 ISO認証取得状況	公告日時点での認証取得している場合に評価する。なお、登録範囲に対象工事の内容を含んでいるものとする。	当該工事の公告日時点
1-5-1 ICT施工技術の活用	<p>本工事において、山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づき、下記(※個別事項4)に掲げるエプロセスのうち②④⑤を必ず含むことにより、ICT施工技術を活用することを宣誓した企業を評価する。</p> <p>ただし、評価対象は、ICT施工技術の活用を「受注者希望型」として公表する工事に限る。(「発注者指定型」として公表する工事等は除く。)</p>	[技術評価様式27]による申請時点 ※個別事項4を参照
2-1-1 近隣地域での施工実績 (企業)	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-2 近隣地域での施工実績 (配置予定技術者)	「公告個別事項」に示す工事の地域における施工実績	平成21年4月1日から当該工事の入札参加資格申請締切日までに完成している工事。 なお、共同企業体の構成員の場合は出資比率が20%以上のものに限る。 ※個別事項2を参照
2-1-3(1) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」以外の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-1-3(2) 本店所在地 ※入札参加資格業種が「土木一式工事」の場合	「公告個別事項」に示す評価基準	
2-2-1 災害協定等の締結	山梨県地域防災計画に基づく各種協定の有無 ただし、「災害時の広域応援業務に関する協定」(広域応援)は除く	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-2 災害時の広域応援業務に関する協定の締結 (広域応援)	災害時の広域応援業務に関しての協定締結の有無 (県土整備部・林政部)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。
2-2-3 家畜伝染病における防疫対策業務に関する協定の締結 (防疫対策協定)	家畜伝染病における防疫対策業務に関しての協定締結の有無 (農政部のみ)	当該工事の入札参加申請締切日が締結した協定の有効期間中であるものを対象とする。

2-2-4 土木施設等緊急維持修繕業務委託の実績	・山梨県が発注した土木施設等緊急維持修繕業務(発注者の指示に基づいて緊急的な対応を行う業務)の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)、河川・砂防施設、公園施設、下水道施設等で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度 (当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-5 道路除雪業務委託の実績	・山梨県が発注した道路除雪(除雪、排雪または運搬)業務の受注実績の有無 ・対象施設:県が管理する道路(国道、県道、林道)で一般の利用に供している施設とする。	過去5ヶ年度及び当該年度 (当該年度については当該工事の入札参加申請締切日以前に契約済みの業務)
2-2-6 耕作放棄地等の解消 2-2-7 その他の地域貢献	各技術評価様式の記載内容による(林政部、農政部)	
2-3-1 若手技術者の育成	・若手技術者は公告日が属する年度において35歳以下の者とし、國家資格を有する者「2点」、有しない者「1点」とする。	当該工事の公告日が属する年度の4月1日以降に36歳となる者は対象外
2-3-2 技能者の登録	・建設キャリアアップシステムへ企業と技能者の登録の有無 ・技術評価様式の記載内容による ・下請は対象外 ・ただし、技能者の雇用が無い企業は、【技術評価様式23】の注意事項等の記載の定めによる「企業の登録のみ」の申請があった場合に限り、評価する。	当該工事の入札参加資格申請締切日までに登録済みであれば評価
2-3-3 新規雇用の実績	・学校を卒業後3年以内に採用し、雇用期間が2年以上5年未満の雇用実績を評価する。	当該工事の入札参加申請締切日時点での評価
3 県内下請企業の活用	「公告個別事項」に示す評価基準	

*個別事項1

- ・優良工事の評価要件を満たす対象工事
　　・注1の規定にかかる次とおりとする。
　　【点加点対象】

下記の【評価要件】を満たす工事実績があった場合には、評価点1点を与えるものとする。なお、工種は問わないものとする。

【評価要件】

- 次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める条件に全て該当すること。
- 1) 入札参加締め切り日が当該年度の4月1日から当該年度の優良工事表彰の日の前日までの間の場合
 - ① 当該年度の3ヵ年前の年度から当該年度の前年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
 - ② 当該業者が当該年度の前年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
 - ③ 当該業者が、当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
 - ④ 当該年度の当該年度の3ヵ年前の年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
 - ⑤ 当該年度の前々年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。
 - 2) 入札参加締め切り日が当該年度の優良工事表彰の日から3月31日までの間の場合

(下記のいずれかの場合の条件に全て該当すること)

【当該年度の前年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE1)]

 - ① 当該年度の3ヵ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
　　かつ、上記2)の②から⑤の全ての条件に該当すること。

【当該年度の優良工事表彰の日を評価基準日とする場合(CASE2)]

 - ① 当該年度の3ヵ年前の年度から当該年度までの間のいずれかの年度において表彰された実績がないこと。
 - ② 当該業者が当該年度の優良工事表彰の日時点において、山梨県内に本店又は建設業法上の許可に基づく支店・営業所を有する者であること。
 - ③ 当該業者が、当該年度の前年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、重大な欠陥を有する工事を施工したことがない者であること。
 - ④ 当該年度の当該年度の前々年度の優良工事表彰の日から入札参加締め切り日までの期間において、人身事故・関係法令違反等により指名停止を受けたことがない者であること。
 - ⑤ 当該年度の前年度に完成、引き渡し済の全ての県発注工事を対象とし、工事成績評定点が80点以上の工事実績があり、かつ工事成績評定の平均点が70点以上で65点未満の工事の実績がないこと。

※上記における「当該年度」とは、入札参加締め切り日がその日の属する年度をいう。
※上記における「工事成績評定点が80点」とは、工事成績評定通知書別表1(*)端数処理前の評定点合計の数値の小数点以下を切り捨てた数値とする。
また、「65点」、「70点」とは、工事成績評定通知書4成績評定①評定点の数値とする。

*個別事項2

- ・評価対象期間に法人名の変更または吸収・合併・分割等により旧法人の地位を承継している場合は、その年月日及び旧法人名等の概要が判る書類を添付すること。

*個別事項3

- ・继续教育(CPD)の評価は、配置予定技術者の学習履歴について、建設系資格認定団体の証明書の写しを求め、「当該団体の推薦単位以上を取得している。」及び「公告日から過去一年以内に証明期間の一節が含まれていること。」の証明がある場合について評価する。
- ・証明期間は、証明書に記載された「取得期間」または、「証明期間」とし、年単位で評価する。証明期間に端数がある場合は切り上げて評価し、切り上げ後の証明期間年数で単純平均して取得単位を算出する。また、年間または数年間の推薦単位が記載されている場合は、いずれかが満足していれば評価する。(CPD評価対象期間の事例参照)

【CPD評価対象期間の事例】

推奨単位：50単位／年の場合

		公告日 過去1年間	評価単位	評価
ケース①	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日 ○	60単位／年	加点する
ケース②	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日 ○	60単位／年	加点する
ケース③	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日 ○	0単位／年	加点しない
ケース④	証明期間：1年間 取得単位：60単位	証明書発行日 ○	0単位／年	加点しない
ケース⑤	証明期間：2年間 取得単位：120単位	証明書発行日 ○	60単位／年	加点する
ケース⑥	証明期間：1年間3ヶ月 取得単位：80単位	証明書発行日 ○	40単位／年	加点しない

ケース⑥の証明期間が1年間3ヶ月の証明書は、2年間の証明書として評価する。

・建設系CPDプログラム：構成団体のCPD制度概要

(五十音順) 令和元年5月現在

NO.	学協会名称	推奨獲得 CPD単位（／年）	CPD証明書		継続教育学習制度	HPアドレス
			有無	内容		
1	(公社) 空気調和・衛生工学会	50	有	単位数・時期	建設業者登録CPD制度	http://www.hanwa.or.jp
2	(一財) 建設業者登録基金	12	有	単位数・時期・明細	建築施工管理CPD制度	http://www.jissho.org
3	(一社) 建設コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	建設コンサルタント登録CPD制度	http://www.jcs.or.jp
4	(一社) 交通工事研究会	50 (200/4年)	有	単位数・時期	TOP/TOE資格制度	http://www.tor.org
5	(公社) 地盤工学会	50	有	単位数・時期	G-CPD制度	http://www.gcpd.or.jp
6	(公社) 森林・自然環境技術教育研究センター	20	有	単位数・時期・明細	JAFEE森林自然CPD制度	http://www.jafee.or.jp
7	(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	有	単位数・時期	上下水道技術者CPD制度	http://www.jwca.or.jp
8	(一社) 全国耐震設計業協会連合会	20	有	単位数・時期	設計CPD	http://www.jkks.or.jp
9	(一社) 全国土木施工管理技術士会連合会	20	有	単位数・時期・明細	建設技能制度 (CPDS)	http://www.jkks.or.jp
10	(一社) 金日本建設技術協議会	25	有	単位数・時期・明細	建設CPD (継続教育) 制度	http://www.jkks.or.jp
11	地質・地盤技術者生涯学習協議会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	地質・土質開拓CPD制度	http://www.jkks.or.jp
12	(公社) 土木学会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	土木学会継続教育 (CPD) 制度	http://www.jkks.or.jp
13	(一社) 日本環境アセスメント協会	50 (250/5年)	有	単位数・時期	J E A S - C P D 制度	http://www.jkks.or.jp
14	(公社) 日本技術士会	50 (150/3年)	有	単位数・時期	技術士CPD	http://www.jkks.or.jp
15	(公社) 日本建築士会連合会	12	有	単位数・時期・明細	建築士会継続CPD制度 (CPD) 制度	http://www.jkks.or.jp
16	(公社) 日本コンクリート工学会	—	—	—	(登録を受け付けていない)	http://www.jkks.or.jp
17	(公社) 日本道路学会	50	有	単位数・時期	造園CPD (継続教育)	http://www.jkks.or.jp
18	(公社) 日本都市計画学会	50	有	単位数・時期	都市計画CPD	http://www.jkks.or.jp
19	(公社) 農業農村工学会	50	有	単位数・時期	農業土木技術者継続教育 (CPD)	http://www.jkks.or.jp

・建築CPD(継続能力／職能開発)情報提供制度

団体名	推奨時間数	継続教育学習制度	HPアドレス
(公社) 日本建築士会連合会	—	建築士会継続CPD制度 (CPD) 制度	http://www.jkks.or.jp
(一社) 日本建築事務所協会連合会	—	(登録を受け付けていない)	http://www.jkks.or.jp
(公社) 日本建築家協会	—	建築性能研修 (CPD) 制度	http://www.jkks.or.jp
(一社) 日本建設設備連合会	—	(登録を受け付けていない)	http://www.jkks.or.jp
(一社) 日本建築学会	—	建築士会継続CPD制度 (CPD) 制度	http://www.jkks.or.jp
建築設備士開催団体CPD協議会の参加団体	—	建築士会継続CPD制度 (CPD) 制度	http://www.jkks.or.jp
(公社) 空気調和・衛生工学会、(一社) 建築設備技術者協会、(一社) 電気設備学会、(一社) 日本設備設計事務所協会、(公財) 建築技術教育普及センター	—	建築設備士CPD (継続教育) 制度	http://www.jkks.or.jp
(一社) 日本建築構造技術者協会	—	建築構造士CPD (継続教育) 制度	http://www.jkks.or.jp
(一財) 建設業振興基金	—	建設施工管理技術士CPD制度	http://www.jkks.or.jp
(公財) 建築技術教育普及センター	—	建築CPD情報提供制度	http://www.jkks.or.jp

※推奨獲得CPD単位・時間数については、最新の情報を確認すること。

(公社) 日本建築士連合会から認定された講習会を受けることを認められた(一社) 山梨県土建業士会員が(公社) 日本建築士連合会の単位認定の講習を受講し12単位(1年間)を取得した場合、評価対象とする。

※個別事項4

山梨県各部局で別に定める「ICT活用工事試行要領」等に基づく、施工プロセスは次のとおりとする。

1 施工プロセス

建設現場における生産性向上のため、下記に掲げる①から⑤の全ての施工プロセスでICT施工技術を活用することをICT活用工事(標準実施型)とし、②④⑤の施工プロセスを義務付けながら、①③の施工プロセスについて、受注者の希望によりICT施工技術の活用を選択し、部分的に活用する工事をICT活用工事(簡易型)とする。ただし、国土交通省が定める「ICTの全面的な活用の推進に関する実施方針」における最新の要領に施工プロセスの該当がない場合は、当該プロセスの実施は必要ないものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

参考＜同種工事の範囲＞

2013コリズ工種、工法・型式一覧

1 道路工事	道路改良工事、林道工事、農道工事、歩道設置工事、落石防止工事、コンクリート構造物工事、道路附属施設工事、構造物撤去工事、橋梁工事等
2 河川・砂防工事	堤防工事、護岸工事、根固・水削工事、床工事、床工事(落差工、導工)、堰(頭首工を含む)・水門工事、樋門・樋管工事、砂防ダム工事、地滑り防止工事、急傾斜地崩壊対策工事、治山ダム工事、流路工事、山腹工事、用排水路工事、畠地かんがい工事等
3 農業農村整備工事	農道工事、用排水路工事、畠地かんがい工事、ほ場整備工事、営農飲食用水工事等

別紙

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県	(企業局を含む)
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省(庁) 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 (環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他)
都道府県	山梨県以外の都道府県(政令指定都市を含む)
独立行政法人	
市町村	
公営企業等	(山梨県道路公社等、地方公社を含む)
事業団	日本下水道事業団
民間	高速道路株式会社 電力 ガス 電話会社 JR、私鉄、地下鉄 石油儲蓄会社

樣式4-1

総合評価落札方式に関する評価調書

契約番号	執行所属(所轄所属)	工事名	工事箇所	予定価格(税込み)	入札方式(総合評価の種類)	工事概要	
						工事概要	
岐南林環事-24-0018	岐南林務環境事務所 (岐南林務環境事務所)	林道真ヶ岳西線開設工事(余フ)	南巨摩郡南部町福士地内	40,133,500	一般競争入札 (特別簡易型(I))	林道開設工事L=88m W=4.0m	

【評酒基準】

評価項目	企業の技術力										企業の信頼性・社会性										合計	加算点の 満点			
	企業の施工実績					地域接続度					地域貢献度					企業の取組									
	企業の施工技術		近隣工事会社実績			本店所在地		災害協定		災害協定(広域応援)		防疫対策協定		維持管理業務委託		除雪業務委託		耕作放棄地等解消		その他の地域貢献					
	同様工事の施工実績	工事成績	優良工事表彰	事故及び不誠実行為	ISO認証取得状況	ICT施工技術の活用	近隣工事会社実績	本店所在地	災害協定	災害協定(広域応援)	防疫対策協定	維持管理業務委託	除雪業務委託	耕作放棄地等解消	その他の地域貢献	若手技術者の育成	技能者の登録	新規雇用の実績	新規雇用の実績	新規雇用の実績					
配点	2	4	3	(減点)	1	1	3	2	2	1	-	1	1	-	1	2	2	1				27	15点		

【価格以外の評価結果】

評価点の平均 24.000

【综合评估结果】

学識経験者の意見聴取		
氏名	意見聴取	意見聴取日
	不要	令和 年 月 日
	不要	令和 年 月 日

	低入札調査基準価格 (税抜き)	①入札書比較価格 (税抜き)	②基準評価値	③-1平均評価点 の80%	③-2低入基準価格 の95%	
落札者決定失格基準額	32,848,600	36,485,000	274,085	19,200	31,206,170	

※1:加算点は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示
加算点=(得点／最高得点)×
※2:評価値は、小数第4位を四捨五入し第3位まで表示

審議案件箇所工事概要 林道貫ヶ岳西線開設工事（余フ）（南巨摩郡南部町 福士 地内）

【事業概要】

事業名：県営森林管理道開設事業

予定価格：40,133,500円

工期：R6.6.27～R7.3.14

工事概要：

林道開設 L=88m W=4.0m

土工 V=2,660m³

路盤工 A=47m²

法面保護工（特殊植生基材客土吹付工）A=222m²

法面保護工（モルタル吹付工）A=540m²

法面保護工（種子散布工）A=1,241m²

安全施設工（カーブミラー）1基

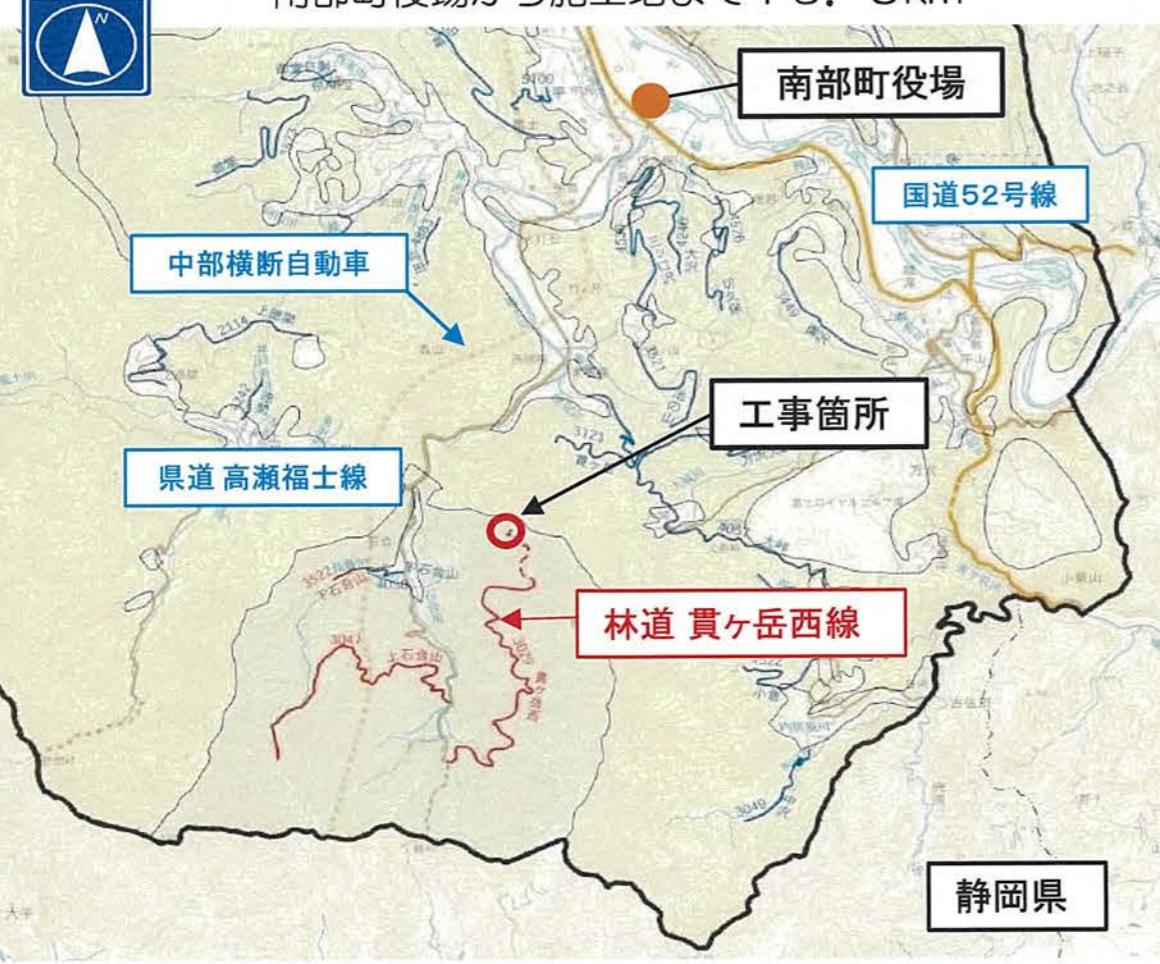
排水施設工（木製路面排水工）L=8m

【平面図】



【位置図】

南部町役場から施工地まで 13.8km



【施工概要図】

